

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和7年11月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500173 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500045 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額について、令和3年12月25日は14万円、令和4年12月25日は40万円に訂正することが必要である。
令和3年12月25日及び令和4年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る令和3年12月25日及び令和4年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 令和3年12月25日
② 令和4年7月25日
③ 令和4年12月25日

年金の記録を確認したところ、請求期間に係る賞与について、厚生年金保険料が差し引かれていたが、厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されておらず、年金記録に反映されていない。

これは、賞与を販売奨励金として給与に加算し、厚生年金保険料を控除するという経営者の勘違いによるものである。

請求期間の給与支払明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、事業主が賞与の支払及び厚生年金保険料の控除方法について勘違いしていたことにより、自身の賞与記録が年金記録に反映されていない旨主張している。
このことについて、A社の事業主は、請求期間当時請求者に給与と賞与を合算して支払い、当該合算額に基づいて給与分と賞与分に係る厚生年金保険料を

まとめて控除することにより、賞与支払届を年金事務所に提出する必要はないものと勘違いしていた旨回答及び陳述している。

2 請求期間①及び③について、請求者から提出された令和3年12月分及び令和4年12月分の給与支払明細書、A社から提出された令和3年分及び令和4年分の源泉徴収簿、課税庁から提出された令和3年分及び令和4年分に係る給与支払報告書及び金融機関から提出された銀行口座取引明細表（以下、併せて「賞与関連資料」という。）並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、同社から請求期間①は15万円、請求期間③は40万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は14万円、請求期間③は41万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万円、請求期間③は40万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求期間①及び③について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和7年6月26日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②について、令和4年7月分の給与支払明細書及び賞与関連資料により、請求者は、A社から、30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けたものの、令和4年7月分の給与からは、給与分に係る厚生年金保険料のみが控除され、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが認められる。

このほか、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。